

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年8月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）(受) 第 1500123 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）(国) 第 1500012 号

第1 結論

昭和 48 年 4 月から昭和 57 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 4 月から昭和 57 年 6 月まで

私は、昭和 48 年の春頃に、自宅に来た市役所の職員に所持している 2 冊の国民年金手帳を渡して国民年金の加入に係る確認をしてもらった。

請求期間の国民年金保険料は、昭和 48 年の春以降、自宅に来た市の国民年金協力員に納付していたが、納付した国民年金保険料の金額や納付頻度は覚えていない。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 48 年の春頃に、自宅に来た市役所の職員に所持している 2 冊の国民年金手帳を渡して国民年金の加入に係る確認をしてもらったと述べているが、請求者は、請求期間の国民年金被保険者資格の再取得手続についての記憶が不明確である上、当該国民年金手帳のいずれにも、請求期間に請求者が居住していたとする市の住所、資格取得日及び資格喪失日の記載が無いことから、請求期間の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者は、昭和 48 年の春以降、請求期間の国民年金保険料を自宅に来た国民年金協力員に納付していたと述べているが、i) 請求者は、国民年金保険料額及び納付頻度等について具体的な記憶が不明確であること、ii) 当該国民年金協力員は既に他界しており、証言を得ることができないことから、請求期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録では、昭和 63 年 1 月 12 日に、昭和 45 年 10 月 1 日付けの国民年金被保険者資格の喪失が遡って処理されていることが確認できるため、請求者は、請求期間当時国民年金被保険者であるものの、請求者の所持している 2 冊の国民年金手帳及び特殊台帳をみると、居住していたとする市の住所の記載がないことから、請求者が、当該市の国民年金協力員に国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、請求期間は 111 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり行政機関が事務処理を誤るとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）(受) 第 1500108 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）(国) 第 1500013 号

第1 結論

昭和 50 年＊月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年＊月から昭和 57 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 50 年＊月頃、学生であったが両親に勧められ市役所で国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、私が納付書により市役所又は金融機関で納付し、領収証書を受け取っていた。加入当初の国民年金保険料月額は、5,000 円ないし 6,000 円程度であったと思う。

私は、平成 8 年 5 月頃、住宅を購入する際に、年金住宅融資を受けるため、借入申込書とともに請求期間の国民年金保険料を納付した領収証書等を当該融資の受付機関に提出したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 50 年＊月頃、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 58 年 3 月頃と推認できることから、請求内容と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を、納付書により市役所又は金融機関で納付していたと述べているが、請求期間は 86 か月と長期間に渡る上、前述の請求者の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間の大半は時効により保険料を納付することができず、当該期間のうち、一部は過年度納付により保険料を納付することが可能であるものの、請求者からは、1 年を超える期間の保険料を遡って一括納付したとの主張は無い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一市内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、請求者は、年金住宅融資の借入申込みの際、申込書とともに請求期間の国民年金保険料の領収証書を出したと述べているが、当該融資の借入申込みを受け付けた融資機関では、既に関係書類は廃棄したと回答しており、請求者が提出した他の資料からも当該期間の保険料を納付したことを裏付ける事実は確認できない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）(受) 第 1500131 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）(国) 第 1500014 号

第1 結論

昭和 62 年＊月から平成 2 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年＊月から平成 2 年 4 月まで

私が 20 歳になった昭和 62 年＊月頃に、学生だったが、母親が私の国民年金の加入手続を双子の弟の分と一緒に、当時居住していた市役所で行ってくれた。請求期間の国民年金保険料については、母親が送ってきた納付書により、私と弟の二人分と一緒に、同市役所又は金融機関で納付してくれていた。私の請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、それを行ってくれていたとする母親は、加入手続の時期や年金手帳の受領等についてはつきりと覚えておらず、保険料の納付時期や納付金額等についても記憶していないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれていたと主張しているが、請求者は、当該期間当時は、学生であったと述べていることから、請求者が国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、請求者の所持する年金手帳に国民年金に加入した記録は見当たらない上、オンライン記録においても、請求者の基礎年金番号は、平成 2 年 5 月 1 日に取得した厚生年金保険の記号番号を基に平成 9 年 1 月 1 日に付番され、当該番号により平成 27 年 4 月 1 日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、20 歳になった昭和 62 年＊月頃に、母親が国民年金の加入手続を弟の分と一緒に行ってくれたと主張しているが、i) 請求者については、前述のとおり、国民年金被保険者資格を取得したのは平成 27 年 4 月 1 日（資格処理日は同年 4 月 8 日）であること、ii) 一方、請求者の弟及び妹については、二人の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、学生が強制加入となった平成 3 年 4 月 1 日に共に国民年金被保険者資格を取得（資格処理日は二人とも平成 3 年 12 月 25 日）していることがオンライン記録により確認できることから、請求者の主張と一致しない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500114 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500049 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 6 年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 4 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 52 年 8 月 2 日から昭和 60 年 10 月まで

私の夫の厚生年金保険の記録では、請求期間における被保険者記録が無いが、A 社の警備員として B 店等に配属され、請求期間を通して勤務していた。請求期間における表彰状が残っており、A 社に勤務していたのは間違いないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録及び請求者が提出した訂正請求記録の対象者に係る A 社の表彰状により、訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち、昭和 52 年 8 月 21 日から昭和 55 年 12 月 20 日までの期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の記録によると、任意包括適用事業所であった A 社は、昭和 52 年 3 月 31 日に厚生年金保険から脱退しており、請求期間に係る適用事業所としての記録が確認できないところ、同社の商業登記簿謄本における目的内容から、同社の当該期間における業態は、警備に係るものであったことが確認でき、厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たす業種業態以外であったものと認められる上、事業主が、当該期間において任意包括適用事業所となる申請を行ったことがうかがえる事情も見当たらない。

また、請求期間において A 社に勤務していたとする複数の同僚は、事業主から昭和 52 年 3 月に厚生年金保険から脱退する旨の説明を受け、当該脱退以降は給与から厚生年金保険料は控除されていないと回答している。

さらに、これらの同僚は、当該脱退の際に、事業主から国民年金に加入するよう説明を受けたと回答しているところ、複数の同僚において請求期間に係る国民年金の加入記録が確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。